国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された

件に関する質問主意書

出者 鈴木宗男

提

国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された

件に関する質問主意書

「政府答弁書」 (内閣衆質一六八第三七四号)を踏まえ、 以下質問する。

指 が 幸雄、 然るべき措置をとったか否か、 主催のコンサートで、日本海が東海と表記されたパンフレットが配布されていたこと(以下、「パンフ されているが、 弁書」では 二〇〇七年十月二十四日の「国連の日」に米国ニューヨークの国連本部で行われた潘基文国連事務総長 :国連事務局に確認することなく配布したものである旨の回答を得たもので、そのような状況の中で、 摘の ット配布」という。)について、国連事務局に広報局長として出向している赤阪清隆事務次長及び高須 神余隆博両国連大使の三名 『三名』が事前にパンフレットの配布を知ることは困難であったことを確認した。」との答弁がな 「国連事務局から御指摘のパンフレット(以下「パンフレット」という。) は韓国国連代表部 「三名」に対してどの様な確認作業を行ったのか、そしてその確認作業に対して「三名」 「三名」に直接問い質して確認をとったのかとの問いに対して、 (以下、 「三名」という。)は「パンフレット配布」を事前に察知し、 政 府答 御

外務省は何をもって「三

がどの様に回答したのか等、なんら具体的な内容が明らかにされていないのに、

名」が事前に「パンフレット配布」を知ることは困難であったと確認したと言うのか、 その根拠を説明さ

れたい。

二 「三名」が「パンフレット配布」を事前に察知していたのか否かにつき、 「政府答弁書」の様な根拠が

定かでない答弁をするのではなく、(1)「三名」に確認作業を行った人物の官職氏名、 (2) 確認作業

の方法、 (3)確認作業を行った日にちの右三点を明らかにした上で、①「三名」は事前に「パンフレッ

ト配布」を察知していたのか、②「三名」は察知した上で然るべき措置をとったのかの右二点について説

明されたい。

 \equiv 「三名」のうち少なくとも赤阪氏は、 事前に「パンフレット配布」を察知していたという情報を当方は

得ているが、 赤阪氏は事前に「パンフレット配布」を知る立場にあったのではない か。

兀 「パンフレット配布」についての我が国の国連代表部から外務本省に対する報告の公電には秘密指定が

かけられているとのことだが、右公電に秘密指定がかけられた理由を説明されたい。

右質問する。